

令和3年5月7日（金）

**【重要】新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出に係る
各事業所の対応について**

京都市ユースサービス協会

○京都市青少年活動センター

京都市内7カ所の青少年活動センターは休館いたします。
新規の部屋の予約は取れませんが、電話での相談等は行っております。
また、センター内での事業等も中止します。

○子ども若者総合相談窓口

センター休館に伴い、来所相談は休止とさせていただきます。
電話もしくはオンラインでの相談は行っております。

○京都若者サポートステーション

センター休館に伴い、来所相談は休止とさせていただきます。
登録者の電話もしくはオンラインでの相談は行っております。

○なんたん地域若者サポートステーション

現在、開所しています。ただし今後変更する場合がありますので
その際はHP等でご案内いたします。

その他事業等の実施状況については各事業所にお問い合わせください。

対象期間

令和3年4月25日（日）から同年5月31日（月）まで

※ 宣言の延長に伴い対象期間も変更となっております。

※ 対象期間が変更となる場合は、改めて通知いたします。

【協会事務局受付時間】

平日：午前10時～午後9時まで

日曜・祝日：午前10時～午後6時まで

休所：水曜日

皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。